

## 天童市芸術文化活動に関する大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における芸術文化活動の振興及び芸術文化活動を担う青少年の育成を図るため、青少年が芸術文化活動に関する大会（以下「大会」という。）に出場する場合において、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該青少年に対し、激励金を交付する。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会（以下「交付対象大会」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 全国規模又は東北規模の大会として位置付けられている大会（山形県又は東北地方の予選会を経て出場資格を付与されるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、スポンサーとなる企業等の名称を付した大会であって、単独の流派が主催するものを除く。

ア 公益社団法人全国高等学校文化連盟が主催し、又は共催するもの

イ 公益社団法人全国高等学校文化連盟に加盟する高等学校の芸術文化団体の連合体が主催し、又は共催するもの

ウ 公益社団法人日本将棋連盟が主催し、又は共催するもの

エ 小学生又は中学生を対象とした芸術文化クラブ活動の一環として開催されるもの

(2) 国際的な大会（予選会を経て出場資格を付与されるものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が激励金の交付の対象となる大会として認めるもの

(交付対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する小学生、中学生又は高校生（以下「児童生徒」という。）

(2) 本市に所在する小学校、中学校又は高等学校に在籍する児童生徒

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

2 複数の交付対象者が所属する団体が交付対象大会に出場する場合は、当該団体の代表者を交付対象者とする。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 一つの交付対象大会で交付する激励金の額は、個人又は団体が出場する種目の数にかかわらず、前項の基準の額とする。

3 一つの交付対象大会において個人が団体としても当該交付対象大会に出場する場合は、団体に対する激励金を交付し、個人としての激励金は交付しないものと

する。

(交付の申請)

第5条 交付対象者が激励金の交付を受けようとするときは、交付対象者又は交付対象者が所属する学校（以下「学校」という。）の長が、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 天童市芸術文化活動に関する大会出場激励金交付申請書（様式第1号）
- (2) 交付対象大会への出場資格を確認できる資料（県大会、予選会等の成績を証明できるもの）
- (3) 交付対象大会の内容を確認できる資料（開催要綱等）

2 前項の激励金の交付を受けようとする交付対象者が未成年者の場合は、当該未成年者の法定代理人又は学校の長が申請するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査のうえ、激励金の交付の可否を決定し、その結果を天童市芸術文化活動に関する大会出場激励金交付決定（不承認）通知書（様式第2号）により交付申請者等に通知するものとする。

(結果の報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、交付対象大会の終了後、速やかにその結果を天童市芸術文化活動に関する大会出場報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

(激励金の交付の取消し及び返還)

第8条 市長は、激励金の交付の決定又はその交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により激励金の交付の決定を受けた場合
- (2) 交付対象大会が中止となった場合（当該交付対象大会の開催中又は開催される直前に天災等の不可抗力により中止となった場合は除く。）
- (3) 交付申請者又はその所属する学校等の責めに帰すべき事由により交付対象大会への出場ができなくなった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が激励金の交付の決定を取り消すことが適当と認める場合

2 市長は、前項の規定による激励金の交付の決定の取消しをした場合において、既に激励金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

大会の規模	個人	団体
国際	1 人当たり 3 万円	1 人当たり 3 万円（上限 1 5 万円）
全国	1 人当たり 1 万円	1 人当たり 1 万円（上限 5 万円）
東北	1 人当たり 5 千円	1 人当たり 5 千円（上限 3 万円）

年 月 日

天童市長 様

申請者  
住所

団体（学校・部活等）の名称（団体のみ記載）

代表者又は個人の氏名

電話番号（ ） —

天童市芸術文化活動に関する大会出場激励金交付申請書

年度において、天童市芸術文化活動に関する大会出場激励金の交付を受けたいので、天童市芸術文化活動に関する大会出場激励金交付要綱第5条の規定により関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

- 1 激励金の申請額 円
- 2 大会の名称
- 3 大会の種別 国際 全国 東北
- 4 大会の主催者
- 5 大会の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 大会の開催地及び会場

7 個人、団体の別            個人            団体

8 大会出場者（激励金の交付の対象者となる者）

No.	学年	氏名	住所	種目名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

備考 学校等が複数の個人の出場者に係る激励金の代理申請を行う場合は、出場者ごとに申請書を作成してください。

9 添付資料

この申請の内容の確認のために必要な場合、申請者及び出場者に係る住民基本台帳を閲覧することに同意します。

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

天童市長

印

天童市芸術文化活動に関する大会出場激励金交付決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申請があった天童市芸術文化活動に関する大会出場激励金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 激励金の支給額 円
- 2 激励金の交付対象者
- 3 大会の名称
- 4 大会の種別 国際 全国 東北
- 5 不承認の理由（不承認の決定を行った場合のみ）
- 6 激励金の交付時期等  
激励金の交付の時期、交付の方法等については、担当から連絡します。

担当

天童市市民部文化スポーツ課

担当者

電話

内線

年 月 日

天童市長 様

申請者  
住所

団体（学校・部活等）の名称（団体のみ記載）

代表者又は個人の氏名

電話番号（ ） ー

天童市芸術文化活動に関する大会出場報告書

年 月 日付け 号で激励金の交付を受けた大会の出場結果について、天童市芸術文化活動に関する大会出場激励金交付要綱第7条の規定により関係書類を添付して下記のとおり報告します。

記

- 1 激励金の交付対象者
- 2 大会の名称
- 3 大会の種別
- 4 大会の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 大会の開催地及び会場
- 6 競技結果、成績等
- 7 添付資料（競技結果、成績等が分かるもの）